

○議長（吉田敏郎）

引き続き一般質問を行います。

6番、星野洋一議員、どうぞ。

○6番（星野洋一）

皆さん、こんにちは。6番議員、星野洋一です。

それでは通告に従いまして、2項目の質問をしたいと思います。壇上から、それでは1項目の質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

風水害時の要支援者の対応策を問う。昨今、私たちは想定を超越した想像を絶する光景を目の当たりにしている線状降水帯による大雨が降り続き、全てのものを根こそぎ一気に流してしまう。また、台風は一旦発生すると、すさまじい勢いで荒れ狂い、過去に経験のない規模で、本土への上陸を繰り返しております。このことに対し、気象庁では、自分の命を守る行動を取ってくださいなどと、私たちの恐怖感を煽るような表現を取っております。

10月12日の台風19号では、本町では初の警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難準備開始が発令されました。風水害時の避難方法について検討が必要であると考え、そこで次の事項について質問をいたします。

①風水害時の要援護者の避難方法は、

②避難場所の受け入れ体制は、

③警戒レベル3の避難体制から見えた今後の課題は、

を質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、星野議員の御質問にお答えをします。

まず、一つ目の「風水害時の要援護者の避難方法は」について。開成町は、要援護者登録制度マニュアルに基づき、災害が発生した場合、または災害が発生するおそれがある場合には、町から自治会などに災害の発生の情報や、今後の災害の発生に備えた避難の情報を伝達をし、自治会などから、支援者の方に対して、情報を伝達していただく流れになっております。

支援者の方は、自治会の方などと協力をし、要援護者の方の安否確認を行うとともに、災害情報などの提供を行います。また、要援護者の方が、一人で安全に避難ができない場合や、御家族など同居者の方に介助していただけない場合には、必要に応じ、近隣の方にも御協力をいただきながら、避難行動の支援をしていただくことになっております。

次に、二つ目の「避難場所の受け入れ体制は」について、お答えをいたします。

災害発生時、または、災害が発生するおそれがある場合には、福祉会館を災害時要援護者拠点施設として開設し、要援護者の方の受け入れを行います。

福祉会館の収容可能人数は、350人であります。特に水害の際には、避難され

た高齢者など、体が不自由な方については、受け入れの際から、浸水の危険性のない2階の部屋に避難していただいております。

災害時要援護者拠点施設開設の際には、要援護者の方の体調に配慮して保健師を配置をしております。

また、福社会館には、要援護者用の食糧、段ボールベッド、マットなどを配備しております。

次に、三つ目の「警戒レベル3の避難体制から見えた今後の課題は」について、お答えをいたします。

1点目の課題としては、支援者の方への情報伝達方法です。

最初の御質問でお答えしたとおり、災害発生などの情報伝達、避難支援については、町から自治会などを經由して、支援者の方に伝達される流れになっております。

今回の台風19号の対応におきましては、町から自治会などへの災害情報や避難情報の伝達は行われていましたが、自治会などから支援者の方、民生委員などへの伝達は十分に行われていませんでした。

また、開成町要援護者登録制度マニュアルは、地震災害時における対応を想定して作成しており、台風などの風水害時の対応については十分に反映されていませんでした。

今後、自治会、民生委員、社協、町で構成する要援護者に係る四者会議において、災害発生時の自治会などから支援者の方への伝達方法を徹底をし、これをもとに自治会長会議、民生委員児童委員協議会において、支援者の方への伝達について周知を図っていきたいと考えております。

今後とも町では早目の避難を呼びかけていきますが、情報を得にくい要援護者の方や高齢者の方に避難情報などが円滑に伝達されるように、情報伝達方法について検討を加えて行きます。

2点目の課題としては、福社会館に要援護者以外の避難者が殺到した場合、要援護者の方が避難できなくなるおそれがあることです。地域防災計画では福社会館を要援護者の方の避難場所として位置づけており、ハザードマップ及び町民カレンダーの避難場所一覧などでも周知を図っていますが、先日の台風19号の際の状況においては要援護者以外の方も多く避難されておりました。

今回は福社会館への避難者数は35人であり、収容可能人数の350人を下回り、大きな問題はありませんでしたが、想定を超える方が避難された場合には、本来受け入れるべき要援護者の方を福社会館で受け入れできなくなる可能性もあります。

今後も福社会館が要援護者の方のための避難所であることの周知の徹底を図るとともに、各避難所への避難方法について検討を加えてまいりたいと思います。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○6番（星野洋一）

御答弁ありがとうございました。それでは、再質問を順次していきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

それではまず最初に、災害時の要支援者の登録人数、基本的なことですが、これは現在何人ぐらい登録されているのでしょうか。その辺を少しお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

星野議員の御質問にお答えいたします。今年11月1日現在で490人になっております。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○6番（星野洋一）

490人ですね。かなりの方がいらっしゃるということで、災害時、この490人の方に、注意して、避難方法とかをやっていかなくてはいけないということなので、非常に大変なことではないかと思えますので、しっかりしたことをやっていただきたいなと思えます。

それでは連絡方法について、少し質問したいと思えます。連絡方法は、町から自治会等に情報を伝達していくとなっておりますが、これはもう少し具体的にはどのようなになっているのか、その辺を少し、詳細をよろしくお願いいたしますと思えます。

○議長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

町から自治会、それから支援者の方への流れという御質問であると思えます。

まず、町のほうから防災の情報に關しまして、自治会長さん、それから防災部長さん等へ、防災メール等で災害情報、避難情報をお知らせするような形になるかと思えます。これを受けて、地域の民生委員さんとの連携を図っていただくとともに、これに福祉部、防災部の皆様と協力した上で支援者の方に御連絡をいただき、安否確認、それから情報の伝達等を実施していただく、そのような流れを想定しております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○6番（星野洋一）

町からの自治会等、それから防災部、民生委員、その他、順番に情報が流れているということで、先ほどの490人全てにこれが行き渡るというのは大変なことではないかと思っております。全部といっても、2階がある方とか、そういうのは避難されないのでは、一概に490人とは、全部言い切れないとは思いますが、今回、

はじめて風水害ですね。今まで地域防災のほうでは地震対応ということでしたので、それは全く使いませんので、今回の風水害については、非常に問題が多く発生したのではないかと思いますので、台風19号の時は、本町では初の警戒レベル3、避難準備・高齢者等の避難準備開始が発令されておりますけれども、これはどのようにして災害時要支援者の方を、福祉会館が要支援者の方の集合場所となっておりますので、ここに避難をさせるというのは非常に大変だったとは思いますが、これ本当に先ほども言ったように、地震とは異なりますので、その辺のところ、今回の風水害時、どのようなところに非常に注意して行ったか。

また、災害時、避難行動の時に問題等は起こらなかったのか、その辺のところをお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

ただいまの星野議員の御質問にお答えいたします。要援護者の避難に関しまして、9時段階で福祉会館のほうを要援護者施設ということで開設しておりますけれども、その後、13時30分ですか。高齢者等の避難という形での情報が出ております。こちらの情報が出た際に、高齢者とか、要援護者の方については、避難に時間がかかるということが考えられますので、今回の台風19号の際にも、早目の避難ということで、開設されたその後に自主的に避難されるというケースもあらわれました。支援者の方などと早目に避難をしていただくことが肝要かと思えます。

あと問題点というところがございますけれども、避難する上で、なかなか避難していく上でのスペース的な問題も、これからあるとは思うのですが、今後のその今回の19号の際には、人数的に35人という少ない人数でございましたので、避難する上で、先ほども町長の答弁の中でもございましたけれども、足の不自由な方を先に、もし停電が起きてしまっは大変ですので、先に御高齢の方は2階の方へ上がっていただくという、そういう配慮等を行いまして、大きな問題等は特にはなかったかというふうに認識しております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○6番（星野洋一）

基本的に大きなことは、今回、問題点はなかったということですが、9時ごろに開設して、13時30分ですか。避難準備のレベル3がということで、行ったというふうになっておりますが、自主的にそちらに行った方、それと後、周りの方に、支援者に付き添われて来られた方、これはどのくらいの割合で来られているのでしょうか。少しその辺をお教えてください。

○議長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

星野議員の御質問にお答えいたします。登録されている方というのは、5名程度でございます、それに支援者の方がお二人ですとか、3人、御家族でお見えになられている方もございました。ですので、ほぼ35人のうちの半分ぐらいが、その要援護者に支援者の方が付き添って来られたというような状況でございます。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○6番（星野洋一）

要支援者の方は5名、それに付き添われた方が全部含めて30人ということですので、付き添われた方とか、支援者の方が25名ぐらいとなるのですね。基本的に先ほども中に入っておりましたが、これ、なかなかそのところに30名、あそのところは、全部で350名という先ほどのお話でしたので、まだまだ今回のほうは余裕があったということで問題が起きなかったと思いますが、これからも、いろいろ本格的に、毎年毎年ああいうことが起こるのではないかとされていることですので、これは注意して、次年度以降、また気をつけて見ていただきたいと思います。

あとそれから、別の観点から、この辺を見たいと思うのですが、これは災害時、風水害時の災害時ですね。これは「水防法等の一部を改正する法律」というのがありまして、その施行により、要配慮者、利用施設の避難体制の強化を図るため、水防法及び土砂災害防止法が平成29年6月12日に改正されて、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者の施設ですね。その管理者の者は避難計画、避難確保計画ですね、作成、避難訓練を実施することが、これは義務となったということを聞いております。これは社会福祉施設とか学校、医療施設などが主にこれに当たるのだと思うのですけれども、これ防災上、配慮を要する者が利用する施設、避難確保計画ですね。避難訓練の実施をしないといけないということになっていますので、これについては、都道府県及び市町村が連携して、積極的に支援を行うことが重要となっているというふうに、これはなっております。

例えば、社協とか、そういうのが単体でこれをつくるのはなかなか難しいということなのでしょう。ですから、町と協力して、このようなものをつくりなさい、避難計画及びそういうものをつくりなさいということだと思っておりますけれども、現在町としては、水防法の改正に対してどのようなところまで進んでいるのか、進捗状況というのがあったら、教えていただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（橋本健一郎）

お答えしたいと思います。今、議員がおっしゃられたことにつきましては、前提条件がございまして、こちらが市町村の地域防災計画に、その名称及び住所等が定められた施設については、そのような計画ですとか、訓練の実施を義務付けられた

ということでございます。

開成町は、先ほどと言いますか、お話もありましたが、地域防災計画は、今現在、そういったものを定めてございませんので、今後、改定した際には、そういうことが生じてくると思いますので、その際には、そういった社会福祉施設等の関係者には協力しまして、そういった計画の手助けといたしますか、そういったものを行っていきたいと考えております。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○6番（星野洋一）

了解しました。地域防災計画において、それをやっているの、これからそういうのを行っていきたいということで、分かりました。

それでは二つ目の「避難場所の受け入れ体制は」について少しお伺いしたいと思います。福社会館には、要援護者用の食料とか、段ボールベッド、マットなどを配備してあるとのことでしたが、その数はどのくらい用意してあるのか、お教え願いたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

ただいまの御質問にお答えいたします。こちら食料のほうでございますけれども、350人の方の受け入れ、3日分の食料を配備をしておるような状況でございます。段ボールベッド等につきましては、現在10程度ということでございます。トイレ等も配備をしている状況でございます。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○6番（星野洋一）

今、食料のほうは350人分が3日間、段ボールベッドが10というふうでよろしいでしょうか。分かりました。段ボールベッドが10ということは、かなり少ないですね。体の弱い方、実際にいろいろなところの災害時のことを聞きますと、直に寝ると、かなり体にとって、砂とか、いろいろな悪影響があるので、できるだけ、段ボールベッドみたいに、ちょっと高くしたところに寝るのが一番だということを知ったことがありますので、本来だったら、もう少し、あったほうがいいのではないかなと思いますけれども、今回の風水害においては、日数的に、開成町においては、1日ぐらいで、水が引いてしまうというふうな設定というか、そのような状態になっているので、そこまで注意しなくても大丈夫ではあるのかなという考え方もありますけれども、できるだけ高齢者の方にゆったりというか、安心して休めるような体制をつくっていただけたら、もっとうれしいかなと思いますので、よろしくお伺いしたいと思っておりますけれども。

また、要援護者の体調に配慮して、保健師を配備しているとのことでしたが、こ

れスタッフはこれだけで大丈夫なのか、ちょっとたくさんの方が来られることも考えると、これで良いのかなという気が少しするのですけれど、これはもっと他にもいろいろな方が協力されているということはあるのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

ただいまの御質問にお答えいたします。災害時要援護者の拠点施設の福社会館につきましては、台風19号の際には、保健師を配置させていただきましたが、実は、登録専門職というのがございまして、例えば、介護士さん、それから針灸マッサージ師さん、それから看護師さん、それから手話通訳さん等の、さまざまな職種の方に御登録いただきまして、災害が発生した際の要援護者の方の生活の安定、それから、生活の質の向上といった部分を目的といたしまして、スタッフの応援をしていただくような体制をとっております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○6番（星野洋一）

そうですね。登録専門職の方がいらっしゃるということで、介護士さん等、そういう方がいっぱいいて、万が一、災害で避難してきた方が体調悪くなってしまった時には、こういう方がいらっしゃれば、安心して任せられるかなと思いますので、その辺ももうちょっといっぱいできるような方がいらっしゃれば、より協力していただければ、より良くなるのではないかと思いますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、「警戒レベル3の避難体制から見えた今後の課題は」ということについて、ちょっと質問させていただきたいと思います。

今回の台風の19号の対応においては、町から自治会という、災害情報や避難情報の伝達は行われておりましたが、自治会等から支援者、民生委員等への伝達が十分に行われなかった。このことについて、その原因はどのように考えていらっしゃるのか。特に地域をよく知る民生委員の方、伝達等は、これは大変重要ではないかなと思われまふ。地域であの方はこういう病気を持っていますとか、詳しく知っているのが民生委員さんですので、その方にちょっと伝達がないというのは、なかなかこれは問題があるのかなというふうに考えるのですが、これの原因というのは、どのようなことと捉えていただけるのか、お教えいただければと思います。

○議長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

ただいまの御質問にお答えいたします。民生委員さん等への伝達がうまくいかな

かったということでございます。地域によりましては、自治会のほうから民生委員さんですとか、支援者等への御連絡といった連携もあったようにも聞いておりますけれども、全体的な町全体として、例えばこちらの要援護者の制度の場合、四者会議という、先ほど町長の答弁でも申しあげましたけれども、その中での形として、地震災害の際には、実際に地震が起きてから、対応を行っていくということがございましたけれども、実際、風水害での動きというのは、実際に自治会から民生委員さん等への御連絡をとっていただくような、システム的なものも、町のほうからのお願いですとか、周知もまだ不足をしていた部分もございましたので、その辺も原因ではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○6番（星野洋一）

全体的にはちょっと、ということですかね。四者会議、このことでシステムがうまくいっていなかった。今回はじめて、洪水に対しての避難状態でしたので、ここのうまいってなかったということが分かったということですので、この辺のシステムを、この経験を生かしてもらって、より良く避難行動がうまくできるようにするよう、これを変えていってもらいたいなと思っております。

地域避難の方は、先日の同僚議員のときもおっしゃっていましたが、来年度、改定してということもありましたので、それに生かしてもらって、できるだけ、より良く皆様が避難行動できるように、周知、その他をやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問といたしましては、要援護者の拠点ですね。福祉会館、これは要援護者以外の避難者が殺到した場合、実際のところ、要援護者が避難できなくなるおそれがあるというふうに答弁のほうでいただいたのですが、実際に、さっきのことにおいても、支援者5人に対して、一緒に付き添いの方ですとか、それだけでも30人ぐらいになったということですので、これ以外に、一般の方が福祉会館に殺到してしまうと、実際に要支援者の方が、うまくそこにお休みになることができない。休むことができないということが、これは実際起こってしまうような気がするのですよね。これに関して、2月の浸水対応訓練ですか。その時の状態とか、今回の台風19号にて、要支援者以外の方の割合というのですか、以外は、これはどれくらい避難してきたのか、その辺の人数を少しお教え願えますでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

ただいまの御質問にお答えします。まず、台風19号の際の避難の状況ということでございますが、5人の要援護者の方が避難されまして、支援者の方については、実際にはその35人のうちの半数が要援護者の方と支援者の方ということですので、

大体10人程度が支援者の方という状況です。ですので35人全てが要援護者と支援者の方ではありませんので、一応そういう状況でございます。ですので、半数ぐらい、それ以外の方が避難されているという状況です。

2月の浸水対応訓練の際でございますが、要援護者以外の方、こちら、全体で108人、こちらは避難されて来られましたが、9割以上の方が、要援護者登録を特にされていないような方ございました。

ですので、今回、35人ということでの避難ございましたけれども、実際の2月のときには、ほとんどの方が要援護者以外の方という状況ございました。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○6番（星野洋一）

前回の2月の浸水対応訓練のときには、108人ということですので、これはかなり要支援者を圧迫するような人数になってしまうかなと思われまますので、今回のこの訓練及び今回の台風の19号において、このような結果が出たので、できるだけそういう、こここのところの施設は、要援護者のための施設でありますよという、しっかりとした周知を行っていただいて、体の弱い方、高齢者の方をメインにやっていますよということをしかりと皆様に知らせていただきたいと思ひます。

ちょっと時間的にもなくなってきましたので、筋力が衰えて、要支援者の方は、本当に移動にも時間がかかり、台風が接近するまでの時間との闘い状態になるかもしれないと、やはりこれは思われまます。早目、早目の警報や対策を行い、降水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現していただきたいということを、このことをお願いして、1項目めの質問を終わりといたします。

それでは、引き続き、2項目めの「成年後見制度の今後について問う」について質問をいたします。

我が国はもとより、本町においても高齢化率は年々上昇しております。2025年には、高齢者の5人に1人が認知症になることが予想されております。高齢化社会を支える制度として福祉制度と介護保険制度は両輪とも言われております。認知症等により判断能力が衰えた高齢者の権利や財産を守るための成年後見制度がありますが、支援体制が未整備により全国的に利用率が伸び悩んでおります。

今年5月、国の有識者会議では成年後見制度について2021年度末までに全市町村が中核機関を整備することを目標にしているということですが、制度そのものが住民に理解されていないのではと考へ、次の質問をいたします。

①成年後見制度の現状は。

②成年後見制度に対する周知と啓発及び支援体制は。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは星野議員の成年後見制度の今後について、お答えいたします。

一つ目の、現状です。成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるために、平成12年4月に開始された制度です。

しかし、成年後見制度の利用状況は必要とする人に十分に利用されていない状況があることから、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、翌年の3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定をされました。

この基本計画では、全国どこどの地域においても必要な人が成年後見制度利用できるように、各地域における相談窓口を整備するとともに、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切な支援につなげる地域連携の仕組みを整備することが求められております。

地域連携を整備するためにはコーディネーターを担う「中核機関」が必要であり、基本計画では全国の市町村に対して設置が求められておりますが、広域的な組織でも可能とされており、現在その方向で検討を進めております。この件については後ほど具体的にお話をいたします。

なお、開成町で成年後見制度を利用される方は、横浜家庭裁判所の統計では、平成30年12月末時点で21名となっております。

次に、二つ目の「成年後見制度に対する周知と啓発及び支援体制は」についてお答えをいたします。

成年後見制度に対する周知と啓発については、町及び社会福祉協議会のホームページで紹介しており、町広報においても平成25年の広報かいせい9月号において「成年後見制度を活用するために」とのタイトルで掲載をしております。

先ほど申しあげました支援体制の構築については、「成年後見制度利用促進基本計画」に位置づけられている「中核機関」の設置について、令和3年度までに全市町村で整備することが目標とされております。

足柄上地域では、平成27年度から平成30年度にかけ1市5町の枠組みで構成する足柄上地域自立支援協議会権利擁護部会において成年後見制度の利用促進について検討を行ってきました。令和元年度からは、「中核機関」を共同設置する方向で検討会を設置をし、基本計画に沿って令和3年度の設置を目標に検討を進めております。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○6番（星野洋一）

それでは再質問をさせていただきたいと思っております。答弁の中でいただきました、基本計画では全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるように各地域における相談窓口を整備するとともに、成年後見制度の利用が必要な人を発

見し、適切な支援をつなげる地域連携の仕組みを整備することが求められているというふうに答弁をいただきましたが、これは実際のところ、開成町においては、その窓口とか、後見人制度の必要な人を発見して、適切なシーンをつなげる地域連携の状況というのはどのようになっているのか、その辺を少し御説明願いたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。成年後見制度の今の取り組みということでございますけども、窓口というところでは、社会福祉協議会さんのほうでも、地域包括センターさんのほうでも、権利擁護制度に関する業務等の部分で、日常生活の関係の部分はございます。ただ、そのあたりで窓口として御紹介をいただくというふうな方法もございましたり、また、町のほうでもそういった部分での対象の方の御相談を受けまして、それを御紹介をさせていただくというふうな、今のところはシステムという形になっております。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○6番（星野洋一）

社協のほうで、日常的なものは行っているということで、今、お答えをいただきましたが、開成町自体においては、この後見制度、どのようにこれから進めていくと考えていらっしゃるのか、その辺を少しお教え願いたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

ただいまの御質問にお答えいたします。今後の成年後見制度の動きということでのお話でございます。先ほどの町長答弁の中でもお話がございました、「中核機関」というものがございますけれども、平成27年から29年にかけて、この成年後見制度の利用促進を図るために、足柄上の1市5町の権利擁護の主管課のほうでこういった内容の検討を行ってまいりまして、先ほどのお話の中での国のほうの基本計画、こちらに基づきまして中核機関というものを設置する方針でございます。その中核機関の設置を令和3年末までに設立するために、今現在、検討会等を行っているような状況でございます。こちらの中核機関と町とがうまく連携しながら進めていくような形が、今後形づくられることを考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○6番（星野洋一）

分かりました。これから、中核機関、1市5町、先ほども確かにそのように説明

はいただきましたが、ここのところを枠組みでつくっていきたいということですね。

できるだけ、この1市5町の枠組みで早くつくっていただいて、この成年後見制度に対する取り組みをどんどん進めていただけたら非常に、高齢者の方とか、御高齢になられている方が非常に助かると思いますので、その辺のところを進めていただきたいと思います。

話は戻りますが、先ほどの答弁の中で、本町において平成30年12月末まで、21名の方が成年後見制度、これを利用したというふうに御答弁をいただいたのですが、それではまだここは全然つくっていないということなので、この制度を利用したのは、どこが中心になってこの制度に21人の方を取り入れていったのか。その辺のところを少しお教え願いますでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

ただいまの星野議員の御質問にお答えいたします。こちらの成年後見制度21名の方というのは、実は横浜家庭裁判所のほうで21名の方の成年後見に対しての後見人を、例えば、成年後見人、あるいは保佐人、補助人という形がございまして、それぞれの方の状況等を、例えば医師の診断書ですとか、その申請書等に基づきまして位置づけをされているという状況でございます。

例えばこちらのこの内容につきまして、位置づけとしては、家庭裁判所のほうで後見人さんのほうをお決めいただいているというような状況でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○6番（星野洋一）

横浜家庭裁判所のほうでということですね、補助人。ということは、個人において、横浜家庭裁判所のほうに行かれて、そこで全部取り仕切って行われたということなんでしょうか。開成町自体は、これに関しては全然これはタッチしていなかったということよろしいのでしょうか。また、この21人というのは、これ数字的に県内において、開成町では多いのか、少ないのか、ほかと比べてというのはあれなのですけれども、その辺のところの情報がありましたら、教えていただけますでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

済みません。先ほどの前段の21人の方が御自分で申請というお話でございましたが、例えば、そういった法人後見といいまして、法人のほうで、成年後見が必要な方の支援をしていただきまして、支援いただくという方法もございます。

また、町の方で、どうしてもそういった資金的なものですとか、そういった方、支援していただける方がなかなかいないという場合には、町のほうの町長のほうでの補助が、成年後見制度の、行政のほうで成年後見を行うというケースも中にはございます。

先ほどこちらの開成町の方の状況ということで、人数のほうの、神奈川県全体の中でのお話でございますけれども、21人というのが、人口当たりの人数で割り返しますと、約0.11%になります。県西地域でありますと0.27%、神奈川県全体では0.17%という状況でございますので、いずれも今のところ開成町は、下回っているというふうな状況でございます。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○6番（星野洋一）

了解いたしました。法人後見という、そういうものを使ったり、あと町長のほうからも、どうしても駄目な方という感じでやっつけらっしゃるということですね。21人が、当然、開成町、まだ人口的に若い方が多いので、少ないのは当然ではございますかね。他町のところは、結構高齢者率が高いところは、当然、高くなっているのが現状だとは当然思いますけれども。それでは後見制度は、本当になじみにくい制度として捉えられているのではないかと、本当に思っております。大変重要な制度でありながら、制度そのものの理解度が低くて、必要とされるべき人が、制度をなかなか利用されないのもあるのではないかとということで、町民の皆さんに理解を深めてもらうためには、どのようなこれは周知をしてきたんでしょうか。先ほど、町の広報誌等にも載せていると書いてありますが、社協のホームページ、または町のほうにも書いてありますが、なかなかこれは皆さんが個人でホームページを開いて、はい、見ますよというのは少ないと思うのですけれども、もう少し回数を多く見るような、広報誌等がメインになるのかと思うのですけれども、そういう目に触れやすい、年に2回も3回もとは言いませんけれども、必要な方にもっと目につくような周知方法というのは、これからとられていかないのか、その辺をお教えいただけますでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

ただいまの御質問にお答えいたします。成年後見制度の周知方法ということで、先ほど、星野議員おっしゃられましたように、町ですとか、社会福祉協議会のホームページ、それから町の広報でも以前にお知らせをさせていただいてございますが、例えば、ケアマネジャーさんですとか、民生委員さんなど、関係機関の皆様はその成年後見制度の内容につきましての御案内をさせていただきましたり、また、社協さんのほうに、神奈川県社会福祉協議会のほうから出されております、成年後見制度、それから、社協さんが行っておられます日常生活自立支援事業といったパン

フレットが御用意されておられますので、そういったもので、もしそういった御相談があった場合には、御紹介をしていただくという、そのような体制も現在とっているような状況でございます。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○6番（星野洋一）

ケアマネさん、民生委員さん、社協の日常生活のほうでやっていらっしゃるほうのパンフレット、できるだけ常に目につくような感じで、先ほども言ったように、見ないとなかなか分かりづらいというか、広がっていかないの、その辺のところを、もうちょっと何とかならないのかなというふうに、私は感じておりますけれどね。

あとそれから、今の中でおっしゃっていた民生委員さん、あと関係機関、社協さんなんかそうなんでしょうけれども、これ役目が大変重要ということになってきているのではないかなと思います。民生委員は、地域の方の、特に御高齢者の方のお世話とか、障がい者の方のお世話もすぐ行っていて、家庭内の状況をよく知っていらっしゃるのが民生委員さんではないかと、私はすごく思っているのですよ。だから、この周知することにおいては、もっともっと民生委員さん、身近な人を使って、後見人制度が必要な方のところに、もっと身近なところで、どんどん周知するのが私は大切だと思うのですが、そのような考えは、どうなのでしょう。これからそういうところでもっと力を入れていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

ただいまの御質問にお答えいたします。民生委員さん、それから身近な方への周知という話でございます。民生委員さんへの周知という部分では、実はこの12月1日から、新しい民生委員さんに、3年任期の形でかわられております。新しい民生委員さんもかなりいらっしゃるということもございますので、改めて、社協さんの方が、民生委員さんの事務局等も行っておりますので、町と一緒に協働をしながら、このあたりの成年後見制度ですとか、社会福祉協議会のほうで行っております、成年後見制度に結びつける日常生活自立支援事業、こういったものの御案内等を丁寧にさせていただきます、その中で気づかれた方に、こういった制度がありますよという御紹介をしていただけるような形が、今後とれていければよろしいかなと思います。

また、地域包括支援センターの動きというのもありますので、そういった中でも、一緒にこちらの御案内等も進めていただければと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○6番（星野洋一）

やはりよく知っていらっしゃる民生委員さんを使って、今おっしゃったように、どんどんとそういう方に情報を与えて、後見人制度のことをしっかりとお伝えして、周知していただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思っております。

今のおっしゃったように、地域包括支援センターのその民生委員さん、役目が非常に大切ということ、今、お話でもありましたが、町は民生委員さんとか、そういう方に対して、民生委員さんに対しての支援ですか。なかなか民生委員さんも、個人個人ではなかなかできないと思いますので、民生委員さんに対するもっと協力というか、支援とかその辺のところをやっているのかどうか、その辺をお答え願えますでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

ただいまの御質問に対してお答えいたします。民生委員さんへの支援という部分でございます。先ほど、社会福祉協議会さんが、民生委員協議会の事務局もされているというお話もさせていただきましたが、社協さんのほうで、地域包括支援センターのほうを受託していただいているところもございますので、そのあたりの関係といえますか、そこで民生委員さんのほうで、こういった情報、例えば、成年後見が必要な方がもしいらっしゃる場合には、例えば、社協の事務局の方に御相談をさせていただきまして、その方から、地域包括支援センターの職員の方にお話をさせていただいて、その制度のほうの御紹介ですとか、関係機関へつなげるといった、そういった部分もつながっていくというようなところもあるとは思いますが、その辺の民生委員さんお一人で抱え込むということではなくて、バックアップ体制をしっかりとらせていただくというような形になろうかと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○6番（星野洋一）

やはり一人で民生委員の方が抱え込まれてしまうと、なかなかつらい仕事になってしまいますので、そういうところをしっかりと、地域包括支援センターも、現在、社協さん、この人たちと一緒にやっていただくのが非常に大切なのではないかと私も思っておりますので、この辺は特にやっていただきたいと思っております。

あともう一つなのですが、例えば、この成年後見制度自体が、財産とか、お金を扱うことが、これは大変多くなっているということですよ。財産、不動産、いろいろなものをやっていかなくてはいけない。それに対して、これはなかなか地域包括センターとか、民生委員だけの力ではなかなかできなくなっているのではないかなと私は考えるのですが、こういうことに対して、町としてはこの人たち

に、援護というのですか、そういうのはやっていらっしゃるのでしょうか。それとも、基本的に、後見人というのは、弁護士さんとか、その他、行政書士さんとか、そういう方がメインになってやっていらっしゃるのが多いと聞きますけれども、その辺のほうに任せっ切りなのか。町として、この民生委員、社協さん、そういうところに協力して現時点ではやっているのか。その辺のところをお教えいただけますでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

ただいまの御質問にお答えいたします。町の民生委員さんですとか、社会福祉協議会さん等との絡みということで、町のほうとしての動きとしましては、町のほうとも、当然、連携をとりながら、社協さんと連携をとって実施しているところではございます。

例えば、実際に先ほど、どうしても法人後見ですとか、そういった方々が、なかなか受けていただける方がいらっしゃらなくて、どうしても受けられない場合には、町長申立というような形のシステムもございますので、それは町が申請人になって、実施するということもございますので、そういった場合には、町のほうが申請をさせていただくというケースも当然あると思います。

また、例えば、先ほどお話のありましたとおり、その辺の成年後見の財産管理等のその中では、弁護士さんと司法書士さんなどの方々がいらっしゃると思いますので、そういった方々への結びつき等の部分につきましては、社協さんですとか、法人後見の中で申請していただけるような形があらうかと思います。

町のほうとしては、連携をとらせていただくというような状況でございます。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○6番（星野洋一）

町のほうは、連携をとってということにやはりなるのですね。なかなかこれは成年後見制度、いろいろな意味で、これは難しい制度だと思っております。本当にさっき言ったように、財産とかその他、かかわりますし、なかなか一つの町単体ではできないということで、広域的にやらなくては無理なのかなというふうに感じているところではあります。ちょっと視点を変えますけれども、社協のほうのパンフレットの中では、場合によっては、後見人ですか。それが弁護士とか、社会福祉士ではなくて、社協のような法人でも、成年後見制度の後見人になれるようなことも書いてありましたけれども、実際に、そういうふうな状態にというのは、なかなか難しいものなんでしょうかね。社協などは、福祉関係はよく知っておられますし、そういう立場にあるのではないかと思うのですけれども、それについてはどうなのでしょう。

○議長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

ただいまの御質問にお答えします。現在、開成町の社会福祉協議会さんは、成年後見制度を法人後見として担う形では、認可等、そちらはとってはいらっしゃいませんので、開成町の社会福祉協議会さんの現状は、法人後見はできないという形になります。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。

○6番（星野洋一）

なかなか難しいところではありますので、その辺はしっかりと、町、社協さん、民生委員さんと皆さんで話し合いながら、しっかりとした、こういう制度をつくって、これからもいってほしいと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思っています。

本当に、我が国の認知症の高齢者は、2025年には、約700万人に達すると言われていたそうです。認知症になる方も増えていくと予想されますし、開成町は先ほど言ったように、まだまだの高齢化率の低いところではあります。この先、高齢者がどんどん増えていく状態だと思いますので、この先増える高齢者や、また障がい者のためにも、早くこの制度をつくっていただいて、できるだけそういう認知症とか、そういう苦しまれる方のお役に立つような制度をつくって行ってほしいと思います。

これをお願いして、私の質問は終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（吉田敏郎）

これで星野議員の一般質問を終了といたします。